

山陽新聞奨学金給付規則

(目 的)

第 1 条 山陽新聞社と山陽新聞社会事業団は、創刊百周年を記念して山陽新聞奨学金制度を設ける。

この制度は、岡山県内に居住し、岡山県内の高等学校に在学する生徒のうち、向学心に富みながら、経済的な理由で、就学困難な母子家庭などの子女に対し奨学金を支給して、学業の達成を援助、有用な人材の育成を目的とする。

(奨学生の資格)

第 2 条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

1. 高等学校（全日制、定時制）、中等教育学校（後期課程）に在学し、修業の見込みのあるもの。
2. 次のいずれかに該当する母子家庭などの子女であること。
 - (ア) 生活保護の適用を受けている。
 - (イ) 市町村から就学援助、または生活福祉資金の貸付けを受けている。
 - (ウ) 前(ア)、(イ)に準ずると認められるもの。

(奨学金の額と支給期間等)

第 3 条 奨学金は月額 10,000 円とし、支給期間は奨学生採用が決定した学期の最初の月から、その生徒の最低の修業年限期間とする。他奨学金との併給は原則しないものとする。

(奨学金の返済義務)

第 4 条 奨学金は返済を要しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の全部または一部を返還させることができる。

1. 奨学金を目的以外に使用したとき。
2. いつわりの申請、その他不正の手段により支給を受けたとき。

(奨学生の定員)

第 5 条 奨学生の定員は、各学年 15 人程度とし、初学年において選考するものとする。

(募 集)

第 6 条 奨学生の募集は 4 月 10 日から 4 月 30 日までの間とする。

(申し込み手続き)

第 7 条 奨学生になることを希望する者は、次の書類を添えて在学する高等学校を經由して、山陽新聞奨学生選考委員会に提出するものとする。

1. 願書（様式 1. 2）。
2. 第 2 条第 2 号に該当することを証する市町村長または民生委員の証明書。
3. 住民票の写し（家族全員が記載されているもの）。
4. 在学する高等学校長の推薦書（様式 3）。

(奨学生の選考)

第 8 条 奨学生の選考は山陽新聞社、山陽新聞社会事業団の役員の中からと、学識経験者で構成する選考委員会で行い、山陽新聞社会事業団理事長が決定する。選考の結果は、校長を通じ申し込み者に連絡する。奨学生に採用された者は、保護者と連署の誓約書（様式 4）を選考委員会へ提出しなければならない。

(奨学金の支給方法)

第 9 条 奨学金は、各学期分をまとめて、校長を経由して本人に支給する。

(校長の報告義務)

第 10 条 校長は、毎学年度末に奨学生の就学状況(様式5)を選考委員会に提出するものとする。

また、奨学生の一身上に変化が生じたときも、そのつど報告するものとする。

(奨学生の報告義務)

第 11 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは保護者または本人が、その旨を校長を経由して選考委員会へ提出しなければならない。

1. 死亡または退学したとき。
2. 長期間欠席または休学もしくは復学したとき。
3. 奨学生または保護者の氏名、住所などの変更、その他奨学生願書記載事項と異なる変化があったとき。

(奨学生の資格喪失)

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金受給資格が喪失し以後の支給を停止する。

1. 死亡または退学したとき。
2. 正当な理由なく、休学または転校したとき。
3. 傷い、疾病、学業成績、素行不良などで修業の見込みが著しく困難になったとき。
4. 第2条第2号に該当しない事由が生じたとき。
5. 本人または校長から辞退の申し入れがあったとき。

(解釈・適用)

第 13 条 この規則に定めない事項またはこの制度の運用について疑義、改廃の必要が生じたときは、選考委員会の議を経て山陽新聞社会事業団理事長が決定する。

(事務局)

第 14 条 この制度の事務は山陽新聞社会事業団が行う。

(付 則)

第 15 条 この規則は平成 16 年 4 月 1 日から改正実施する。

制定 昭和 54 年 1 月 1 日、実施 同年 4 月 1 日

改正 昭和 61 年 4 月 1 日(第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 12 条)

同 平成元年 4 月 1 日(第 3 条)

同 平成 5 年 4 月 1 日(第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 6 条)

同 平成 11 年 4 月 1 日(第 3 条)

同 平成 16 年 4 月 1 日(第 1 条、第 8 条、第 13 条)

同 平成 26 年 4 月 1 日(第 3 条)

同 令和 8 年 4 月 1 日(第 2 条)

<お問い合わせは>

〒700-8634 岡山市北区柳町 2 丁目 1 番 1 号
社会福祉法人 山陽新聞社会事業団
電話：岡山 (086) 803-8071